

にあたって十分な見極めができることなどから、ホームレス等の円滑な就職の促進手段として有効と考えるが、平成15年度のトライアル雇用開始者が52人と活用実績が少なかった。これは、ホームレス等の就業ニーズに合った求人の確保が十分でなかったためと考えられる。

日雇労働者等技能講習事業については「技能・知識・経験の不足」のような理由で不採用になる者がいることから、資格や免許等の取得により就業への可能性を高めるのに有効な手段である。平成15年度から日雇労働者の他にホームレスも対象者に加えて当該事業を実施したところ、平成15年度の受講者数は平成14年度と比べて約1,400人増加して、2,731人となっており、これらの者の就業への可能性を高めた。

母子家庭の母等トライアル雇用事業は、トライアル雇用期間中に企業と就職を希望する母子家庭の母等が相互の理解を深め、常用雇用への移行を図ることができること、常用雇用にあたって十分な見極めができることなどから、母子家庭の母等の円滑な就職の促進手段として有効であるが、平成15年度のトライアル雇用開始者は175人と活用実績が少なかった。これは、事業主に対する制度周知及び受入事業所の開拓等が十分でなかったためと考えられる。

実績目標2について

不良債権処理の加速により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援を行うにあたり、雇用調整を実施する事業主が事前に雇用調整方針を作成し、公共職業安定所に提出する方法は、雇用調整方針対象労働者の求職活動に関する計画ないし見通しを公共職業安定所等関係機関が改めて確認し、常用雇用、トライアル雇用、個別求人開拓等個々の求職者の実情に応じて計画性・目的性をもった再就職支援を行うものとなっている。さらに、従前は主要行による不良債権処理の影響を受けた事業主を雇用調整方針の対象としてきたところであるが、中小・地域金融機関の機能強化を図ることを目的とする「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が策定されたこと等を踏まえ、平成15年8月から新たに中小・地域金融機関による不良債権処理の影響を受けた事業主及び(株)産業再生機構により関係金融機関等の債権の買取決定が行われた事業主をその対象として追加した。これにより、雇用調整方針対象者も平成15年3月末の2,477人から平成16年3月末現在の19,145人へ大幅に増加しており、中小・地域金融機関が取引先企業の早期事業再生に向けた取組を進めていく中での雇用への影響に対して的確に対応しているものといえる。

不良債権処理就業支援特別奨励金は、雇用調整方針対象者の雇入れ等を目的とする助成措置であるが、常用雇用支援に加え、トライアル雇用支援及び起業支援の類型も設けることにより、再就職の準備をする間もなく、離職を余儀なくされた者の様々な状況に対応するものとなっている。ただし、本奨励金は、雇用調整方針の受理件数が平成15年2月の制度創設からしばらくの間少なかったこと、雇入れから3か月経過後に支給申請を行う仕組みとなっていることから、実績は少ないものとなっている。

民間再就職支援事業は、雇用調整方針対象者のうち、民間のノウハウの活用が有効と判断される場合に、対象者本人の希望に応じて、きめ細かな就職支援サービスを民間職業紹介事業者に委託して実施するものであり、これらの者の円滑な就職促進の手段として有効である。上記のとおり、雇用調整方針の受理件数が平成15年2月の制度創設からしばらくの間少なかったことから、平成15年度の実績は、委託契約件数

が74件、支援対象者数129人と低調であるが、このうち再就職した者の割合は5割を超えるものとなっている。

個別求人開拓推進事業は、不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者の個別のニーズに対応した求人開拓により、就職に確実に結び付けることを目指すものであり、これらの者の円滑な就職の促進手段として有効である。雇用調整方針対象者の増加（平成16年3月末現在、19,145人）に対応すべく、求人開拓を積極的に行った結果、実績も堅調に推移している（平成16年3月末現在、237,179人）。対象者個々のニーズに応じた個別の求人開拓がなされており、再就職の支援に効果があったものと考えられる。

平成14年度の再就職手当の受給者のうち支給残日数が2/3以上である者の割合は76%であったが、平成15年度の再就職手当及び早期再就職支援金の受給者に占める早期再就職者支援金の受給者の割合は78%となっており、雇用保険受給者の早期再就職に一定の効果があったと考えられる。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

特定求職者雇用開発助成金は、より就職が困難な重度障害者等には助成率、助成期間が手厚くなっており、また、雇い入れを行う企業の規模に応じて、中小企業には高率助成を行うとともに、助成率を区別した上で短時間労働被保険者も対象とし、近年の多様な就労形態に対応を図るなど、効率的な運用がなされている。

ホームレス等試行雇用事業は、平成15年度の実績は十分ではない状況にあるが、1人当たり月額5万円（支給期間は3ヶ月を限度）と低い投入コストにもかかわらず、ホームレス等の常用雇用への移行が達成されることから、効率的な手段であると考えられる。

日雇労働者等技能講習事業については、求人側のニーズやホームレス等の就業ニーズを踏まえた必要な講習科目の設定に努め、事業の効率化を図っている。

母子家庭の母等トライアル雇用事業は、平成15年度の実績は十分ではない状況にあるが、1人当たり月額5万円（支給期間は3ヶ月を限度）と低い投入コストにもかかわらず、母子家庭の母等の常用雇用への移行が達成されることから、効率的な手段であると考えられる。

実績目標2について

雇用再生集中支援事業は、不良債権処理の加速の影響を受けた企業から離職を余儀なくされる者を支援対象者として、不良債権処理就業支援特別奨励金の活用、支援対象者の多様なニーズに応じた民間活用による再就職支援、個別求人開拓等により総合的かつ重点的な支援を行う効率的な仕組みといえる。

早期再就職者支援基金事業については、雇用保険受給者が早期の就業又は再就職した場合に、雇用保険の基本手当の支給残日数が2/3以上の場合には早期再就職者支援金（早期就業支援金又は早期再就職者支援金）が、支給残日数が1/3以上2/3未満の場合には雇用保険の就業促進手当（就業手当又は再就職手当）が、それぞれ支給されるが、前者が支給される場合には後者は支給されないことから施策の重複はない。

また、早期再就職者支援金は基本手当日額の4割又は支給残日数の4割に相当する日数分の基本手当日額を、雇用保険の就業促進手当は基本手当日額の3割又は支給残日数の3割に相当する日数分の基本手当日額を、それぞれ支給するものであり、早期

再就職者支援金は給付率が高いため、早期再就職の促進の効果が期待され、その結果として雇用保険の失業等給付の支出が減少するとともに、全体として国の支出が減少することから、効率的である。

総合的な評価

平成15年度に実施された各施策については、上記評価のとおり、おおむね良好に機能しており、施策目標をほぼ達成したと考える。

なお、ホームレス等試行雇用事業については、ホームレス等の就業ニーズにあった求人の確保が十分でなかったと考えられることから、事業主に対してホームレス等の雇用についての啓発、トライアル雇用制度についての周知を行い、ホームレス等の就業ニーズに合った求人の確保に努めることが必要である。

また、母子家庭の母等トライアル雇用事業については、事業主に対する制度周知、受入事業所の開拓等が十分でなかったと考えられることから、周知を徹底するとともに、受入事業所の積極的な開拓を行うことが必要である。

評価結果分類	分析分類
②	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日総合規制改革会議）において、「雇用安定事業関連の助成金については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職へという観点に重点を置いた見直しを行うべきである。」とされている。

母子家庭の母等トライアル雇用事業は「改革加速プログラム」（平成14年12月12日、経済対策閣僚会経済対策閣僚会議）において、「高年齢者、障害者、母子家庭の母に対する支援を行う」、「当面の雇用・中小企業対策」（平成14年12月12日、産業再生・雇用対策戦略本部）において、「母子家庭の母に対し、トライアル雇用の促進や関係機関と連携した合同面接会等の実施により、再就職を支援し、生活と職業の安定を図る」、とされたことにより創設された。

不良債権処理就業支援特別奨励金は、「改革加速のための総合対応策」（平成14年10月30日、経済財政諮問会議）において、「不良債権処理就業支援特別奨励金（仮称）を創設し、直接又はトライアル雇用を通じた就職等に対する支援を行う（緊急雇用創出特別基金の活用）」とされたことにより創設され、「改革加速プログラム」において、「不良債権処理就業支援特別奨励金」を抜本的に拡充し、離職者の直接雇用やトライアル雇用、起業に対する支援を行う」とされたことを受け拡充された。

民間再就職支援事業については、「改革加速プログラム」において、「民間事業者への委託を通じ、そのノウハウを活用した効率的・効果的な再就職支援を行う。」、「当面の雇用・中小企業対策」において「中小企業から離職した支援対象者のうち、管理職や技術者の就職を希望する者について、民間のノウハウの活用が

有効と判断される場合に、民間の事業者に就職支援サービスの提供を実施する。」とされたことを受け、事業が開始された。

個別求人開拓推進事業については、「当面の雇用・中小企業対策」において、「支援対象者の再就職を支援するため、個々のニーズに適合する求人の個別開拓を実施する。個別求人開拓を行う「個別求人開拓推進員」は、失業している有用な人材等を活用する。」とされたことを受け、事業が開始された。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

第154回国会において「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が平成14年7月31日に成立、同年8月7日施行。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

⑤会計検査院による指摘

特定求職者雇用開発助成金について、「助成金の適正な支給を期するため、事業主に対する指導を徹底するとともに、助成金の支給要件の判定時及び支給決定時における調査確認の一層の充実強化を図る必要があると認められる。」と指摘された（平成15年9月17日）。